

企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(有価証券通知書) 第四条 (略) 2・3 (略) 4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。 一 (略) 二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者 イ 当該有価証券の発行者の子会社等（法第二十九条の四第三項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。ハ及び第十条の四第二号ロにおいて同じ。）又は主要株主（法第六百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。） ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の四第二号ロに</p>	<p>(有価証券通知書) 第四条 (略) 2・3 (略) 4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。 一 (略) 二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者 イ 当該有価証券の発行者の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この号及び第十一条の四第二号において同じ。）又は主要株主（法第六百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。第十一条の四第二号において同じ。） ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の四第二号にお</p>

において同じ。)又は発起人(当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人を除く。同号ロ(2)において同じ。)

ハ 当該有価証券の発行者の子会社等又は主要株主(法人である場合に限る。)の役員又は発起人その他これに準ずる者(当該子会社等又は主要株主である法人の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人その他これに準ずる者を除く。第十一条の四第二号ロ(3)において同じ。)

ニ (略)

三〇五 (略)

5 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。)に定める書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができ

いて同じ。)又は発起人(当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が五年を超える発起人を除く。以下この号及び同条第二号において同じ。)

ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人

ニ (略)

三〇五 (略)

5 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。)に定める書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができ

一〇七 (略)

八 外国会社届出書

イ 第一号ロ、ハ及びへに定める書類

ロ〇ニ (略)

2 (略)

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十一条の四 法第十三条第一項(法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ (略)

ロ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該当する場合における当該有価証券の売出し

(1) 当該有価証券の発行者の子会社等又は主要株主

(2) (略)

(3) 当該有価証券の発行者の子会社等又は主要株主(法人である場合に限る。)の役員又は発起人その他これに準ずる者

(4) (略)

ハ〇ホ (略)

一〇七 (略)

八 外国会社届出書

イ 第一号ロ及びハに定める書類

ロ〇ニ (略)

2 (略)

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十一条の四 法第十三条第一項(法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ (略)

ロ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該当する場合における当該有価証券の売出し

(1) 当該有価証券の発行者の子会社等又は主要株主

(2) (略)

(3) 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人

(4) (略)

ハ〇ホ (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)
第十五条の三 令第三条の五第一項及び令第四条の十第一項に規定する有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

イ 定款

ロ 申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含む。次項において同じ。）の写し

二 外国会社

イ 前号イに掲げる書類

ロ 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日における当該有価証券の所有者（非居住者を除く。）の数を証する書面

ハ 当該外国会社が外国の法令又は外国金融商品市場の規則に基づき事業年度ごとに当該外国会社の経理に関する情報その他の当該外国会社に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）を公表している旨、当該外国の法令又は外国金融商品市場の規則の概要及び国内において当該情報を取得する方法

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)
第十五条の三 令第三条の五第一項及び令第四条の十第一項に規定する有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 定款

二 申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含む。次項において同じ。）の写し

を記載した書面（ロに定める数を第三項ただし書に定める数に
より算定した場合に限る。）

ニ 当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ホ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

2 | 前項第一号に掲げる有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合における令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数とする。

3 | 第一項第二号に掲げる有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合における令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券を所有している者（非居住者を除く。）の数とする。ただし、当該発行者が発行する当該有価証券が申請時において外国金融商品取引所に上場されている場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

2 | 令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度すべての末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数とする。

（新設）

一 当該有価証券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当したことがある場合 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券を所有している者（非居住者を除き、当該有価証券が同号に掲げる有価証券に該当しないこととなつた日以後にあつては、当該日において当該有価証券を所有していた者に限る。）の数

二 当該有価証券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当しない場合 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除き、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に限る。）の数

4 法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けた第一項第二号に掲げる有価証券の発行者の事業年度の末日における当該有価証券の所有者（非居住者を除く。）の数が千名以上となつたことが認められる場合には、金融庁長官は、当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

5 第一項第二号に掲げる書類（同号イに掲げるものを除く。）が日本語をもつて記載したものでないとき及び同号イに掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文（同号イに掲げる書類にあつては、日本語又は英語による

（新設）

（新設）

翻訳文)を付さなければならない。

第十六条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 (略)

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者(非居住者を除く。)の数

4 5 6 (略)

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の十五の二 法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項

第十六条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 (略)

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等又は登録金融機関(法第二条第十一项に規定する登録金融機関をいう。)[の]有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者(非居住者を除く。)の数

4 5 6 (略)

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の十五の二 法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しな

を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

イ 当該四半期報告書又は半期報告書（以下この条において「四半期報告書等」という。）の提出に關して当該承認を受けようとする期間

ロ 当該四半期報告書等を提出すべき期間の末日（以下この条において「提出期限」という。）

ハ 当該四半期報告書等の提出に關して当該承認を必要とする理由

ニ 第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

二 外国会社

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 当該四半期報告書等の提出に關して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に關する法令又は慣行その他やむを得ない理由に關する事項

ハ ロに規定する理由が本国の会社の計算に關する法令又は慣行である場合以外の場合は、第四項の規定による承認を受けた場合及びロに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

（削る）

（削る）

なければならない。

一 当該四半期報告書又は半期報告書（以下この条において「四半期報告書等」という。）の提出に關して当該承認を受けようとする期間

二 当該四半期報告書等を提出すべき期間の末日（以下この条において「提出期限」という。）

三 当該四半期報告書等の提出に關して当該承認を必要とする理由
四 第四項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 定款又はこれに準ずるもの

ロ 第一項第一号ハに規定する理由を証する書面

二 外国会社

イ 前号イに掲げる書類

ロ 当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合には、当該法令の関係条文を記載した書面又は当該慣行の存在を示すに足る書面

ホ 第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

2 (略)

について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに準ずるもの

二 第一項第三号に規定する理由を証する書面

(削る)

(削る)

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該者が、本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行（当該者が外国会社である場合に限る。）又はやむを得ない理由により四半期報告書等をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出することとされている四半期報告書等について、承認をするものとする。

5 前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国会社が、各四半期報告書等の提出期限までに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

三 当該承認申請書を提出する者が外国会社である場合には、当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

四 当該承認申請書を提出する者が外国会社である場合には、当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に關する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該者が、やむを得ない理由により四半期報告書等をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請に係る四半期報告書等について、承認をするものとする。

(新設)

一 四半期報告書 当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 半期報告書 当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

6 第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項第二号ロからホまでに掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 一 二の二 (略)

三 提出会社の親会社の異動(当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなる)又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。以下この号において同じ。)若し

5 前項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

6 第三項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 一 二の二 (略)

三 提出会社の親会社の異動(当該提出会社の親会社であつた会社が親会社でなくなる)又は親会社でなかつた会社が当該提出会社の親会社になることをいう。)又は提出会社の特定子会社の異

くは提出会社の特定子会社の異動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなる）又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。以下この号において同じ。）が当該提出会社若しくは連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は提出会社の親会社の異動若しくは提出会社の特定子会社の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社又は連結子会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

イ～ニ（略）

四 提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなる）又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下この号において同じ。）が当該提出会社若しくは連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は提出会社の主要株主の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社又は連結子会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

イ～ハ（略）

五～十九（略）

3～11（略）

動（当該提出会社の特定子会社であつた会社が子会社でなくなる）又は子会社でなかつた会社が当該提出会社の特定子会社になることをいう。）があつた場合 次に掲げる事項

イ～ニ（略）

四 提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなる）又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。）があつた場合 次に掲げる事項

イ～ハ（略）

五～十九（略）

3～11（略）

二 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〓三 (略)</p> <p>三の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 外国資産信託流動化受益証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。</p> <p>四 〓七 (略)</p> <p>八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号ハ及びニ、第三号の二ロ、第四号ロ、第四号の二ロ、第四号の三口、第四号の四、第五号ロ並びに第五号の二ロに掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）をいう。</p> <p>九 〓二十九 (略)</p> <p>(令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券)</p> <p>第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〓三 (略)</p> <p>三の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 外国資産信託流動化受益証券 第八条第五号に掲げる有価証券をいう。</p> <p>四 〓七 (略)</p> <p>八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号ハ及びニ、第三号の二ロ、第四号ロ、第四号の二ロ、第四号の三口、第四号の四、第五号ロ並びに第五号の二ロに掲げる有価証券並びに第六号の二に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）をいう。</p> <p>九 〓二十九 (略)</p> <p>(令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券)</p> <p>第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、</p>

次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券(資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすものイ・ロ (略)
- 三 (略)

- 四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号、第六号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもので第二号に掲げる全ての要件を満たすもの又は同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの

- 五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- 六・七 (略)

(外国会社届出書の提出等)

第十一条の五 法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類(同条第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。)三通を関東財務局長に提出しなければならない。

次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券(資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するもののうち、次に掲げるすべての要件を満たすものイ・ロ (略)
- 三 (略)

- 四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号、第六号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもので第二号に掲げるすべての要件を満たすもの又は同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの

- 五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号及び第十四号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- 六・七 (略)

(外国会社届出書の提出等)

第十一条の五 法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類(同条第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。)三通を関東財務局長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第三号の規定は、

平成二十五年十月一日以後に提出会社の親会社の異動（同号に規定する提出会社の親会社の異動をいう。

以下この条において同じ。）若しくは提出会社の特定子会社の異動（同号に規定する提出会社の特定子会

社の異動をいう。以下この条において同じ。）が当該提出会社若しくは連結子会社の業務執行を決定する

機関により決定された場合又は提出会社の親会社の異動若しくは提出会社の特定子会社の異動があつた場

合について適用し、同日前に提出会社の親会社の異動又は提出会社の特定子会社の異動が当該提出会社又

は連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第四号の規定は、

平成二十五年十月一日以後に提出会社の主要株主の異動（同号に規定する提出会社の主要株主の異動をい

う。以下この条において同じ。）が当該提出会社若しくは連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は提出会社の主要株主の異動があった場合について適用し、同日前に提出会社の主要株主の異動が当該提出会社又は連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合については、なお従前の例による。